

電事連会長 定例会見要旨

(2023年2月17日)

電事連会長の池辺です。よろしくお願ひいたします。本日、私からは、「新電力等の顧客情報の不適切な取扱い事案」「GX基本方針の具体化に向けた取り組み」の2点について申し上げたいと思います。

<新電力等の顧客情報の不適切な取扱い事案について>

はじめに、「新電力等の顧客情報の不適切な取扱い事案」について申し上げます。

昨年12月以降、複数の一般送配電事業者において、本来は非公開である新電力等の顧客情報が、グループ内の小売電気事業者の従業員等によって閲覧できる状態にあったことが判明しております。また、小売電気事業者においては、新電力等の顧客情報を閲覧した事例が報告されるとともに、一部の会社では、知り得た情報を営業活動に使用していたことも公表されております。小売電気事業者間の公正な競争を揺るがす事態が発生したことにつきまして、改めて深くお詫びを申し上げます。

また、経済産業省が保有する再エネ業務管理システムについて、一般送配電事業者に付与されたアカウントを小売電気事業者が利用し、閲覧していた事例も全社で確認されております。電気事業連合会では、お手元の資料にあります通り、これらの事案を重く受け止め、再発防止の徹底に向けて、本日、各社社長と、外部のコンプライアンスに精通された弁護士をメンバーとする「企業倫理等委員会」を開催し、議論を行いました。

事案は各社で異なりますが、二度と同様な事象が発生しないよう、システムなどの設備面での対応と、適切なルールを定めて守るという運用面での対応の両面から、意識改革も含めた再発防止策を徹底していくことが重要だと考えております。私どもとしても、本委員会において、今後も各社の事案やその原因、課題、ベストプラクティスの共有を行い、コンプライアンスの徹底に向けて取り組んでいくという方向性について確認いたしました。また、他業界におけるコンプライアンス徹底に向けた取り組みを含め、多面的に検討してまいりたいと考えております。

今後、各社が実施する調査や報告徴収への対応などで判明した課題等もふまえ、電事連として取り組むべき内容を検討するとともに、コンプライアンスの徹底に、真摯かつ不断に取り組むことを通じて、社会の皆さまからの信頼の回復に努めてまいります。

<GX 基本方針の具体化に向けた取り組みについて>

続いて、「GX 基本方針の具体化に向けた取り組み」について申し上げます。

2月10日、GX 実現に向けた今後の政策課題や、その解決に向けた対応の方向性等を整理する「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。また、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」、いわゆる GX 推進法案も閣議決定されるとともに、現在開会中である国会に提出され、成案に向けて審議されているものと承知しております。私どもとしても、エネルギー安定供給の確保を大前提に置くという基本的な考え方に賛同いたします。そのうえで、今回整理された政策を実現していく具体的な取り組みを進めていくことが重要だと考えております。

まず、安定供給確保に向けた今後の制度設計にあたっては、電源やネットワーク設備の建設には長期のリードタイムが必要であること、そして、2050年カーボンニュートラルに向けて、電化による電力需要の伸びが見込まれることから、供給計画で想定している10年間より、さらに長期的な需給バランスに基づき、計画的に供給力を確保していく仕組みが重要です。また、必要な供給力確保のためには、発電事業における投資回収の予見性を高めるような制度の構築・運用が必要不可欠だと考えております。

次に、カーボンプライシングの制度設計にあたっては、エネルギー種別や適用される制度に関わらず、公平な負担とすることや、既存制度との重複の解消、エネルギー利用者の行動変容を促す方策などを検討していく必要があります。GX 推進の目的は「2050年カーボンニュートラルの実現」と「経済成長」ですので、そのために不可欠な「電化の推進」を阻害しない制度とする必要があると考えております。

国においても、こういった点も踏まえながら制度設計を進めていただくものと承知しておりますが、私どもも、GXを実現していく立場として、果たすべき役割や責任がより大きくなっていくものと考えております。引き続き、安定供給の確保を大前提とした脱炭素の実現に向けて、最大限取り組んでまいります。

また同日、最終処分関係閣僚会議が開催され、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定案が示されました。最終処分の実現に向け、これまで以上に国が前面に立った取り組みを進めていくとされており、大変意義深いものと考えております。私ども原子力事業者としても、国の検討状況などを踏まえながら、より一層国や NUMO と連携しつつ、文献調査の実施地域の拡大に向けて取り組んでまいります。

<最後に>

本日のテーマ 2 点は以上になりますが、最後に 2 点、加えて申し上げます。

まず、節電のお願いです。この冬も、厳しい寒さの日はありませんでしたが、幸い現時点で需給に問題が出るような事態には至っておりません。しかし、昨年 3 月のような気温低下による電力需要の増加のみならず、電力設備の計画外の停止や、海外からの燃料供給が途絶えるようなリスクも考えられ、今後とも予断を許さない状況に変わりはありません。引き続き、皆さまには、無理のない範囲での節電にご協力をお願いいたします。

次に、「電気料金低減策」について申し上げます。今月から、「電気・ガス価格激変緩和対策」として、国による電気料金の低減が行われることとなっております。お客さまが 1 月にご使用された電気料金から、国の補助金を受けた各小売電気事業者が、使用量に応じた値引きを行います。本措置の適用には、お客さまの手続きは不要です。制度について国のホームページや SNS でも紹介されておりますが、値引きの内容等は、各事業者のホームページや毎月の検針票等でご確認いただけますので、ぜひ一度ご覧いただければと思います。

本日、私からは以上です。

以 上

2023年2月17日
電気事業連合会

「企業倫理等委員会」の開催について

昨年12月以降、複数の一般送配電事業者において、本来は非公開である新電力等の顧客情報が、グループ内の小売電気事業者の従業員等によって閲覧できる状態にあり、小売電気事業者において、新電力等の顧客情報を閲覧・利用していたこと等が判明いたしました。また、経済産業省が保有する再エネ業務管理システムについて、一般送配電事業者に付与されたアカウントを小売電気事業者が利用し、閲覧していた事例も確認されております。

電気事業連合会では、これらの事案を非常に重く受け止め、再発防止の徹底に向けて、本日、各社社長とコンプライアンスに精通した外部の弁護士をメンバーとする「企業倫理等委員会」を開催いたしました。

今後、各社が実施する調査や報告徴収への対応などで判明した課題等も踏まえ、電気事業連合会として、取り組むべき内容を引き続き検討するとともに、コンプライアンスの徹底に真摯かつ不断に取り組むことを通じて、社会の皆さまからの信頼の回復に努めてまいります。

<本日の概要>

1. 議題

- ・新電力等の顧客情報の不適切な取扱い等について

2. 内容

- ・電力各社の事案の共有
- ・電気事業連合会として今後、原因、課題、ベストプラクティスの共有を行い、コンプライアンスの徹底に向けて取り組んでいくという方向性の確認

3. 委員

電力各社の社長、電気事業連合会副会長、
電気事業連合会理事・事務局長、社外から招聘した弁護士（1名）

以上